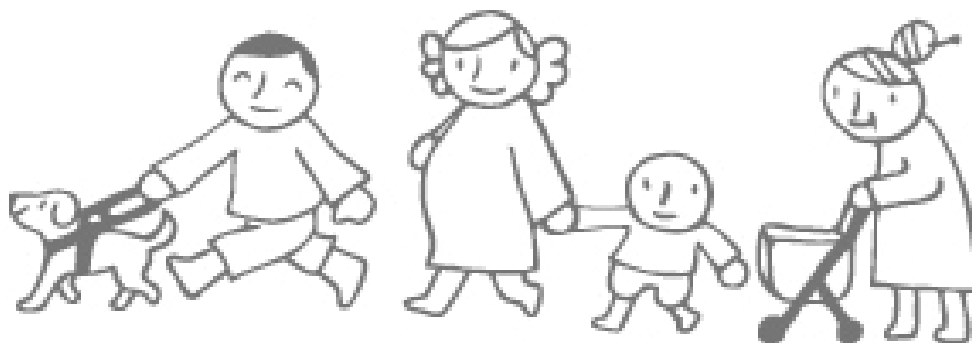




# 次世代育成支援行動計画

安心して子どもを産み育て、  
地域みんなで子育てを支えるまち



神 川 町

## は じ め に

町では、すべての町民が安心して暮らせるよう、ふれあいと思いやりのある町づくりを目指して地方行政を推進しております。

子どもは社会の宝であり、未来に希望のある児童が、健やかに育ち、家庭において子育てに夢を持つことができる環境づくりが大変重要だと考えます。

平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、町では、平成17年度に「安心して子どもを生み育て、地域みんなで子育てを支えるまち」を基本理念とした、「神川町次世代育成支援行動計画」を策定し、第1期計画(前期計画)の計画的な取り組みを展開してまいりました。

前期計画(5年間)の検証と係る必要な見直しを行い、「ニーズ調査」による町民の意向を反映して第2期計画(後期計画)を策定いたしました。

結びに、本計画の策定にあたり、「ニーズ調査」において貴重なご意見やご提言をいただきました町民のみなさま、そして、神川町次世代育成支援行動計画策定委員の方々に心からお礼を申し上げますとともに、今後とも次世代育成の推進につきまして、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年3月

神川町長 清水 雅 之

# 目 次

## 神川町次世代育成支援行動計画（後期）

1．後期計画の策定	4
（1）次世代育成支援行動計画とは	4
（2）前期計画が目指したもの	4
（3）前期計画の成果	5
2．後期計画の位置付け	8
（1）後期計画の期間	8
（2）目的	8
3．基本理念（計画の将来像）	9
4．基本方針	9
後期基本計画	10
施策の体系	
5．計画の推進	13
第1 安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに成長できる	13
第2 ゆとりと生きがいをもって子育てができる	17
第3 青少年がたくましく育ち、人への思いやりをはぐくむ	23
第4 子どもが安全に暮らせる環境がある	26
第5 すべての児童が健やかに成長できる	28
第6 計画の推進方法	31
資料編 1	
1 人口・世帯数の推移	32
2 神川町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱	34
3 神川町次世代育成支援行動計画（後期）策定委員	35
4 行動計画策定ポイント	35
5 行動計画策定経過	36
資料編 2 アンケート調査	37
資料編 3 用語集	40

# 神川町次世代育成支援行動計画

安心して子どもを産み育て、地域みんなで子育てを支えるまち

## 1. 後期計画の策定

### (1) 次世代育成支援行動計画とは

平成15年7月、「次世代育成支援対策推進法」並びに「少子化社会対策基本法」が制定されました。この法律により、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにし、都道府県行動計画及び市町村行動計画を策定します。また、301人以上（平成23年4月以降は101人以上）の従業員のいる企業は「一般事業主行動計画」の策定を義務付けるものです。

町では、平成20年3月策定の「神川町総合計画」や「神川町母子保健計画」に基づいて母子の健康づくりをはじめ子育て支援事業の推進に努めてきましたが、多様化する保育ニーズを的確に把握するとともに、各種の子育て支援策のさらなる充実を図り、ゆとりと生きがいをもって子育てができるように環境づくりを推進していく必要があります。

### (2) 前期計画が目指したもの

少子化高齢化が予想された以上に進行し、核家族化に伴う子どもたちのふれあいやコミュニケーションの希薄化と家庭における子育ての力の低下、さらにはいじめや虐待といった社会環境を背景として大きな課題となっていました。

こうした状況を踏まえ、前期計画では「安心して子どもを産み育て、地域みんなで子育てを支えるまち」を基本理念に掲げ、親が安心して楽しく子育てを行い、地域が温かく見守り、子どもがのびのびと健やかに成長していくことができるまちづくりを目指して5つの基本方針を定めて事業を実施してきました。

安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに成長できる  
ゆとりと生きがいをもって子育てができる  
青少年がたくましく育ち、人への思いやりをはぐくむ  
子どもが安全に暮らせる環境がある  
すべての児童が健やかに成長できる

### (3) 前期計画の成果

前期計画で行った取組の成果を、基本方針ごとにまとめると以下のとおりです。

## 第1章 安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに成長できる

医療機関や保育所（園）等と連携して、安心して妊娠し出産することができ、また、赤ちゃんが健やかに育つことができるよう、環境づくりをめざします。

### 第1節 母子保健事業の推進

実施中

検討中

(1) 母子健康手帳を通じた母子との関わりの向上	
(2) 母性健康管理指導事項連絡カードの普及	
(3) 妊娠期における健康管理の促進	
(4) 妊産婦訪問指導の充実	
(5) 新生児訪問指導の充実	
(6) 育児支援家庭訪問事業の実施検討	
(7) 子育てアドバイザーの充実	
(8) 乳幼児健康診査の充実	
(9) 2歳児歯科検診の充実	
(10) 育児相談の実施	
(11) 歯科保健の充実	
(12) 両親学級の充実	
(13) 離乳食実習の開催	
(14) 乳幼児の事故防止の推進	
(15) 不妊に対する支援	
(16) ブックスタート	
(17) 予防接種の普及 三種混合、麻しん、風しん、日本脳炎	
(18) 小児医療の充実	

### 第2節 食育の推進

(1) 食に関する学習・指導の充実	
(2) 学校給食の充実	
(3) 学校・保護者との連携	
(4) 保育所（園）の菜園活動の充実	

## 第2章 ゆとりと生きがいをもって子育てができる

父母がゆとりと生きがいをもって子育てを行い、保育所（園）、幼稚園が地域と連携して子育てを支援する環境づくりを目指します。

### 第1節 子育て支援サービスの充実

(1) 親子のふれあい事業の充実	
(2) ふれあいの広場の推進	

(3) ファミリーサポートセンター事業の実施	
(4) 保健センターの開放	
(5) 育児講座の実施	
(6) 子育て支援センター機能の充実	21.10.1 開設
(7) 子育て支援のための施設の充実	
第2節 保育サービスの充実	
(1) 通常保育事業	
(2) 一時預かり事業	
(3) 延長保育事業	
(4) 低年齢児保育の充実	
(5) 障害児保育事業の充実	
(6) 家庭支援推進保育事業の充実	
(7) 保育所地域活動事業	
(8) 乳幼児健康支援一時預かり事業の実施検討	
(9) 幼稚園における保育の充実	
(10) 放課後児童健全育成事業	
(11) 教職員、保育士の資質向上	
第3節 子育て支援のネットワークづくり	
(1) 母子愛育会の活動支援	
(2) 子ども会、子ども会育成会活動の充実	
(3) 子育てマップの作成	
(4) 幼児期におけるスポーツ活動への支援	
(5) スポーツ少年団活動への支援	
(6) P T A活動の充実	
(7) 読み聞かせ事業	
(8) 保育所(園)保護者会活動の充実	
(9) 家庭・幼稚園・保育所(園)・小学校・中学校の連携強化	
第4節 仕事と家庭の両立支援	
(1) 育児休業取得等についての意識啓発	
(2) 多様な働き方・生き方への意識啓発	
(3) 女性の再就職支援	
第5節 育児にかかる経済的負担の軽減	
(1) 児童手当の支給	
(2) 医療費の助成	
(3) 保育所(園)にかかる費用の軽減	
(4) 国・県への要望<新規>	

### 第3章 青少年がたくましく育ち、人への思いやりをはぐくむ

教育と福祉において密接な連携により、青少年がたくましく思いやりをもって成長する環境づくりをします。

#### 第1節 思春期保健対策の充実

(1) 思春期教育の充実	
(2) 子どもの心の悩みへの対応	

#### 第2節 学校の教育環境の整備

(1) 幼児教育の充実	
(2) 子どもの健康の増進(学校における保健活動)	
(3) 子どもの体力の向上(学校における保健体育活動)	
(4) 人権教育の推進	
(5) 完全学校週5日制への対応	
(6) 職場体験学習(社会体験チャレンジ事業)の拡充	
(7) 体験農園の整備・充実	
(8) 教職員の資質向上	
(9) 教科外活動の活発化	

#### 第3節 家庭・地域の教育環境の整備

(1) 家庭教育・社会教育等の連携強化	
(2) 家庭教育学級の開催	
(3) 地域環境の改善	
(4) 子どもの健全な発育への支援体制	
(5) 青少年の健全育成活動	
(6) 青少年健全育成組織の育成	
(7) 青少年の社会参加の促進	
(8) 非行防止活動の推進	
(9) 青少年の就業意識の啓発	

### 第4章 子どもが安全に暮らせる環境がある

家庭や地域内における安全の確保から、安心して活動できる環境づくりを目指します。

#### 第1節 地域における活動の場の整備・確保

(1) 公園・遊び場の整備	
(2) 学校施設の開放	

#### 第2節 子どもの安全の確保

(1) 交通安全教育の推進	
(2) 「子ども110番の家」の周知	
(3) 夜間パトロールの促進	

### 第3節 安全な生活環境の整備

(1) 道路交通環境の整備	
(2) 防犯灯の設置	

## 第5章 すべての児童が健やかに成長できる

要保護児童の取り組みから、すべての児童が健全に成長する環境づくりを目指します。

### 第1節 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待防止ネットワークの充実	
(2) 早期発見・早期対応の充実	

### 第2節 ひとり親家庭等の自立支援

(1) 相談・指導体制の充実	
(2) 就労対策の充実	
(3) 各種行事への参加促進	
(4) 団体の育成	
(5) 児童扶養手当の支給	
(6) 母子寡婦福祉資金の貸付	
(7) ひとり親家庭児童就学支度金の支給	
(8) 交通遺児援護金・援護一時金の給付	

### 第3節 障がい児施策の充実

(1) 特別児童扶養手当の支給	
(2) 療育体制の確立	
(3) 教育環境の充実	

## 2. 後期計画の位置づけ

### (1) 後期計画の期間

次世代育成支援対策行動計画は5年ごと2期の計画となり、後期基本計画は平成21年度に見直しを行い、平成22年度～平成26年度となります。

平成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
前 期 基 本 計 画					後 期 基 本 計 画					
					検 証 見 直 し					

### (2) 目的

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく法定計画です。

この計画は、「神川町総合計画」や「神川町母子保健計画」に基づいて、町が取り組むべき目標と具体的な施策を明らかにするものです。

この計画は、町民、関係団体、有識者からなる「神川町次世代育成支援行動計画策定委員会」で検討を重ね策定するものです。

この計画は、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の福祉を考慮し策定するものです。

### 3．基本理念（計画の将来像）

豊かな自然に囲まれた神川町で暮らしながら、親が安心して楽しく子育てを行い、地域が温かく見守り、子どもがのびのびと健やかに成長していくことができるまちづくりをめざして、本計画の基本理念を次のように定めます。

安心して子どもを産み育て、地域みんなで子育てを支えるまち

### 4．基本方針

本計画の基本理念を実現していくために、次の基本方針を定め計画の推進を図ります。

#### 第1 安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに成長できる

将来の母親たちが、パートナーの協力を得ながら安心して妊娠、出産し、赤ちゃんが健やかに育つことができるように医療機関や保健センター等と連携できる環境づくりをめざします。

#### 第2 ゆとりと生きがいをもって子育てができる

父親、母親がゆとりと生きがいをもって子育てを行い、子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、保育所（園）、幼稚園や地域と連携し、地域全体で子育てを支援できる環境づくりをめざします。

#### 第3 青少年がたくましく育ち、人への思いやりをはぐくむ

教育と福祉の分野において密接な連携により、青少年がたくましさ与人への思いやりをもって成長できる環境づくりをめざします。

#### 第4 子どもが安全に暮らせる環境がある

子どもが安心して暮らすことができるよう、家庭内の安全から登校や地域活動における安心と安全な環境づくりをめざします。

#### 第5 すべての児童が健やかに成長できる

要保護児童への支援を推進し、すべての児童が健全に成長できる環境づくりをめざします。

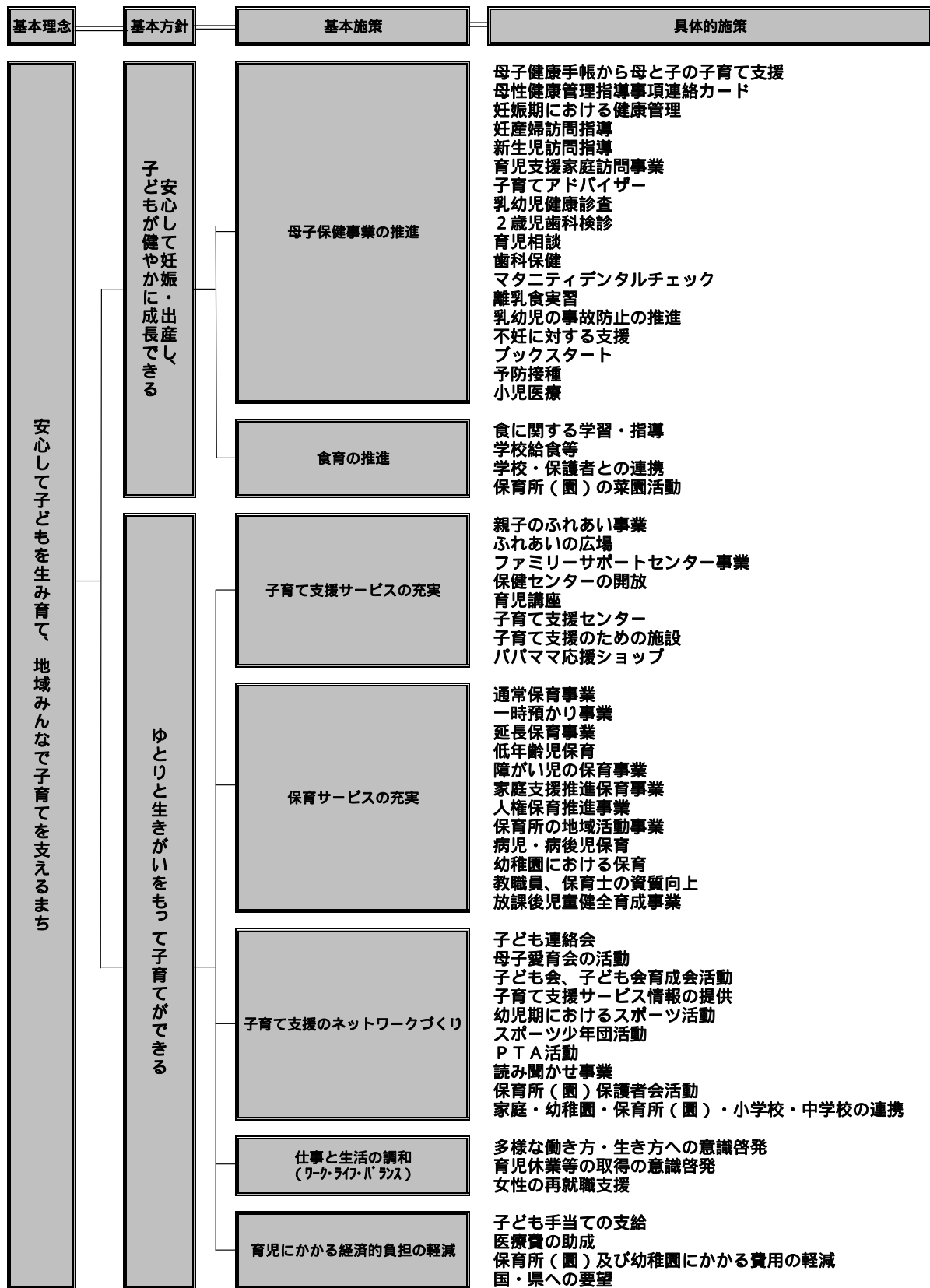
## 後期基本計画(平成 22 年度～26 年度)

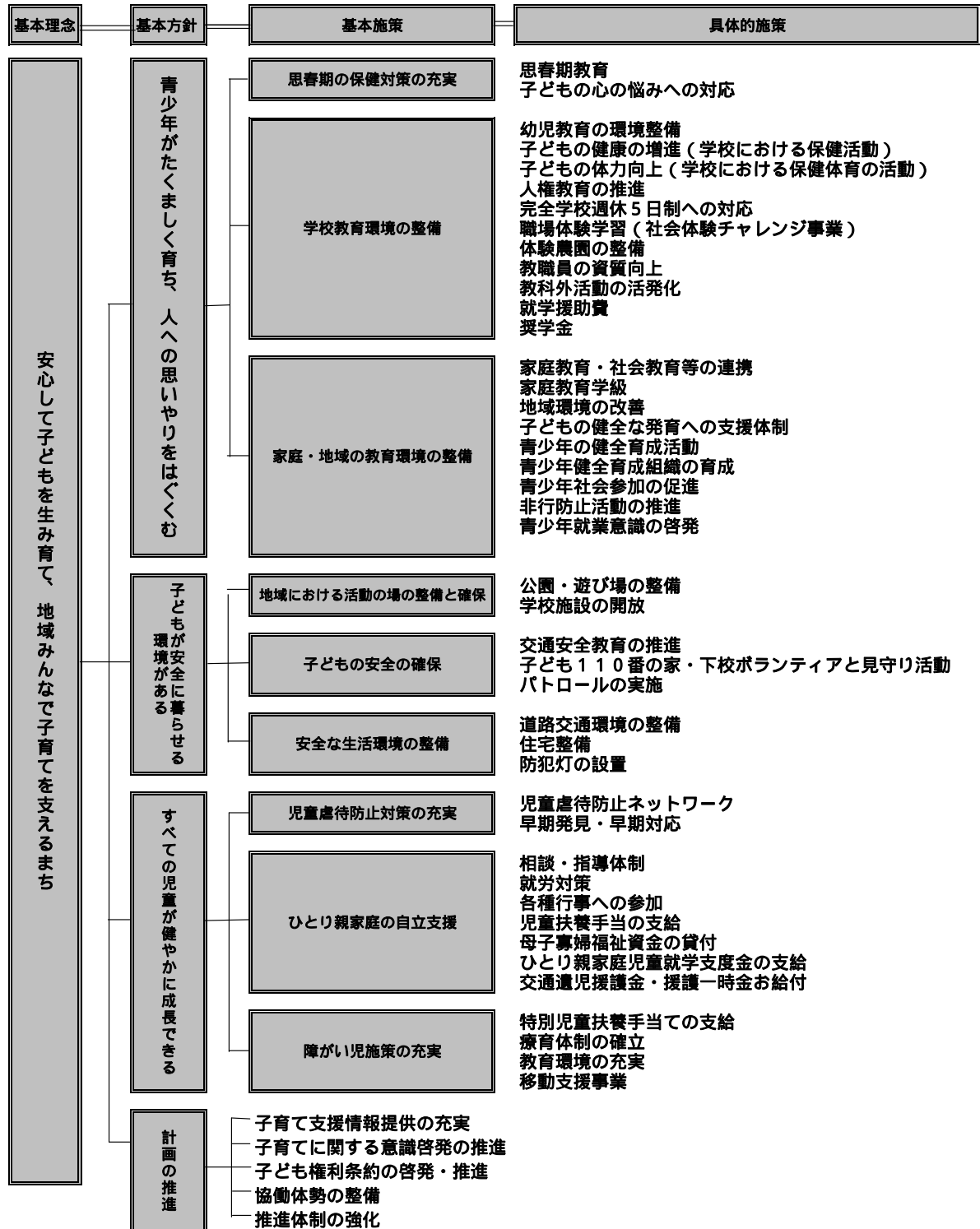
### 神川町次世代育成支援行動計画

安心して子どもを産み育て、地域みんなで子育てを支えるまち



# 施策の体系





## 5 . 計画の推進

### 第 1 安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに成長できる

#### 【現況と課題】

妊娠・出産にかけて母体の心身の状態は短期間に大きく変化します。胎児は、母体の健康状態に大きな影響を受けるため、妊娠や出産期における効果的な健康管理と安定した精神状態の確保は重要な課題となります。

町では、赤ちゃん訪問などの開催により家庭の現状を把握して対応していますが、更に支援の充実が望まれます。

また、休日、夜間や緊急時に対応できる医療機関がないという意見も多数あり、医療体制の充実が必要です。

#### 【施策の内容】

##### 1 母子保健事業の推進

[ 保険健康課( 保健センター )]

##### ( 1 ) 母子健康手帳から母と子の子育て支援

保健センターに妊娠の届け出をした方には、母子健康手帳を交付し、同時に健康相談を実施します。また、妊産婦の健康から出産後の子育てまで、母子健康手帳により母子への子育て支援の向上に努めます。

##### ( 2 ) 母性健康管理指導事項連絡カード

医療機関と連携して妊婦及び事業所に母性健康管理指導事項連絡カードの利用を推進します。

##### ( 3 ) 妊娠期における健康管理

妊娠期における望ましい食生活、喫煙、飲酒等による胎児への影響などについて、母子手帳交付時又はマタニティデンタルチェック等さまざまな場を活用して啓発や、小冊子等の作成・配布を行います。また、保健センターで妊婦相談を実施します。

##### ( 4 ) 妊産婦訪問指導

医療機関と連携して妊産婦健康診査及び保健センターにおける妊産婦訪問指導等の充実に努めます。

#### (5) 新生児訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）

誕生後1か月以内に訪問して相談や支援体制を充実します。

#### (6) 育児支援家庭訪問事業

出産後間もない時期に、子育て経験者などが家庭訪問をして育児・家事をしたり、保育士・保健師等が家庭訪問をして専門的な援助をするなど、個々の必要に応じた育児支援を行い、養育上の諸問題の解決・軽減および児童虐待の事前予防を図る事業の実施を検討します。

#### (7) 子育てアドバイザー

現在子育て中の保護者の育児不安や悩みを解消するために、育児相談に関わる子育てアドバイザーを養成します。

#### (8) 乳幼児健康診査

乳幼児の家族との関わりを深めながら、すべての乳幼児が健診を受けられるよう努めるとともに、発達の遅れが見られ療育支援が必要と思われる乳幼児や、子育てが困難な家庭を早期に発見できるよう、健診の充実を図ります。また、必要に応じて専門職を導入します。乳幼児健診の未受診家庭の把握に努め、フォロー体制の充実を図ります。

##### 【乳幼児健康診査】

種 類	内 容
3 か月児健康診査	身体測定、診察、育児相談、離乳食相談など
6 か月児健康診査	身体測定、内科診察、育児相談、離乳食相談、はみがき指導など
1 歳児健康診査	身体測定、内科診察、はみがき相談、育児相談、栄養相談など
1 歳 6 か月児健康診査	身体測定、歯科、内科診察、はみがき相談、育児相談など
3 歳児健康診査	身体測定、歯科、内科診察、はみがき相談、尿検査、育児相談

#### (9) 2 歳児歯科健診

保健センターにおいて、2 歳児を対象に身体測定、歯科診察、歯みがき相談（ブラッシング指導、フッ素塗布）、育児相談及び栄養相談などを行います。

#### (10) 育児相談

保健センターにおいて子育てに対する相談や子どもの身長・体重測定等を実施します。

#### (11) 歯科保健

妊娠中から学童期までにおける歯科保健指導の充実に努めます。

#### (12) マタニティデンタルチェック

保健センターで妊婦歯科相談を開催し、妊娠中の歯の健康管理や歯科健診、妊婦交流を行います。また、行政情報の提供など、町ならではの特色を生かしたマタニティデンタルチェックの取り組みに努めます。

#### (13) 離乳食実習

離乳食実習を開催し、栄養士の指導のもと、料理実習を行い、食べさせ方から離乳食をすすめていく上での相談、保健師による身長、体重測定、育児相談を行います。

#### (14) 乳幼児の事故防止の推進〔町民福祉課(保育所(園)・学務課(幼稚園))〕

乳幼児の事故防止に向けた意識啓発(パンフレットの配布)や、保育所(園)、幼稚園の保護者への情報提供に努めます。

また、母子愛育会等による救急救命講習会を実施します。

#### (15) 不妊に対する支援

県及び関係機関と連携を図りながら、不妊治療の正しい情報の提供や安心して相談できる環境づくりを進めます。

#### (16) ブックスタート

出生、6か月時健診に絵本を配布します。6か月時健診ではボランティアによる絵本の読み聞かせを行い、読み聞かせや親子のふれあいを学ぶ場を提供します。

また、各種健診に親子のふれあい事業を拡大し内容の充実に努めます。

#### (17) 予防接種

集団接種から個別接種に移行したため未接種にならないよう、家庭や小・中学校との連携を深めて推進します。

集団接種のポリオの予防接種は、保健センターで行います。

予防接種（個別）	対 象
B C G	生後3か月～6か月未満
三種混合	生後3か月～7歳6か月未満
二種混合	小学校6年生
麻しん・風しん（混合）	1歳～2歳・就学前1年間
日本脳炎	3歳～7歳6か月未満・小学4年生

（18）小児医療 〔保険健康課・町民福祉課〕

子どもが生まれ育つ上で、急病や怪我などの緊急時に安心して受診できるよう、小児救急電話相談（#8000番）と休日急患診療所を周知するとともに、小児救急医療体制を整備することが重要であることから小児医療の充実に努めます。

2 食育の推進 〔学務課・町民福祉課（保育所（園））〕

（1）食に関する学習・指導

学校栄養職員による食に関する学習・指導や「保健だより」などによる啓発を充実するとともに、PTA活動と連携して家庭との情報交換に努めます。

（2）学校給食等

学校給食については、地場産の食材を利用した安全な給食づくりを基本に、クラス間や異年齢間の交流を行い、また、保護者を対象にした給食試食会により理解を深めてもらうとともに、すでに保育所（園）で実施している食物アレルギーに対応した給食をさらに充実させることに努めます。

（3）学校・保護者との連携

保健センターでは、小児生活習慣病予防に向けてバランスのとれた食物の摂取ができるよう学校と保護者の連携に努めます。

（4）保育所（園）の菜園活動

保育所（園）の生活の中で子どもたちが菜園活動を行い、収穫を体験して食への興味関心を育てます。

## 第 2 ゆとりと生きがいをもって子育てができる

### 【現況と課題】

少子化が進み子どもが減少する一方で核家族化、共働き家庭の増加、就労形態の変化により保育サービスへのニーズも多様化してきています。

今回の調査においても、保育サービスや子育て支援へのニーズは高く、施設の充実や人数枠の増加をはじめ、緊急時や就労形態の多様化に対応した延長保育・一時預かり・病後児保育が望まれていました。子どもの地域活動への参加について、約 8 割が肯定的意見をもっており、地域に密着した子育て支援が望まれています。

平成 16 年度から一時預かりを実施していますが、より一層の充実が望まれます。

保健センターでは、子育て相談や子どもの身体測定などを随時実施しています。

また、少子化問題の要因として「仕事をしながら子どもを育てるのが難しい」といった意見が多く、仕事と子育ての両立が困難な現状も大きな課題といえます。

男性の育児参加とともに、育児休業制度の普及・啓発が望まれており、もっと理解と配慮のある社会の実現が必要です。

また、子育てには教育費を含めて費用がかかることも、少子化の要因となっており、今後の少子化対策としても、こうした費用軽減が重要な課題と考えられます。

### 【施策の内容】

#### 1 子育て支援サービスの充実 [町民福祉課・保険健康課(保健センター)]

##### (1) 親子のふれあい事業

親子のふれあい事業により心身両面の安定を図るため、ニーズ調査を定期的実施して内容の充実に努めます。

##### (2) ふれあいの広場

母子愛育会と連携し、子どもたちのふれあいや母親同士の交流の場として「ふれあいの広場」を推進します。また、利用者のグループ化や活動団体の育成、団体間の連絡調整などの支援を行います。

##### (3) ファミリーサポートセンター事業

育児の手助けをしてほしい人と育児の協力をしてくれる人が会員となり、育児の助け合いを行うファミリーサポートセンター事業を推進します。

事業名または指標	現状（21年度）	目標（26年度）
ファミリーサポートセンター	0箇所	1箇所

#### （４）保健センターの開放

安全で気軽に参加できる雰囲気づくりとボランティアによる自主的な子育てグループの支援を行い保健センターの開放に努めます。

#### （５）育児講座

保育所(園)による講座と庁内関係課が連携し、育児講座の継続的な実施に努めます。

#### （６）子育て支援センター

地域における子育て支援の基盤を充実するため、相談・指導・情報提供・交流の場の提供など子育て支援センターの増設と機能の強化に努めます。

事業名または指標	現状（21年度）	目標（26年度）
子育て支援センター	1箇所	2箇所

#### （７）子育て支援のための施設

既存施設の有効活用、学校施設の利用等により、児童の安全な遊び場の提供に努めるとともに、児童館の設置を推進します。

#### （８）パパママ応援ショップ

妊娠中の方から中学生までの子育て家庭が対象で、県内協力店の優待する支援サービスが受けられるパパママ応援ショップ事業を推進します。

## 2 保育サービスの充実〔町民福祉課・保険健康課（保健センター）・学務課〕

### （１）通常保育事業

町内には、公立2カ所と私立1カ所の保育所(園)があり、保育指針に基づいて保育の向上に努めています。

保育所(園)		定員	所在地
公立	丹荘保育所	70	大字八日市208番地
	青柳保育所	60	大字新里2787番地5
私立	渡瀬保育園	60	大字渡瀬659番地1

## (2) 一時預かり事業

母親の育児問題の解消や急病、勤務形態の多様化などに対応して、保育所(園)における一時預かり事業のより一層の充実に努めます。

事業名または指標	現状(21年度)	目標(26年度)
一時預かり事業	12人	20人

## (3) 延長保育事業

多様化する保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間を超えた延長保育の実施を検討します。

事業名または指標	現状(21年度)	目標(26年度)
延長保育	0カ所	2カ所

## (4) 低年齢児保育

低年齢からの保育所(園)への入所希望者は増加傾向にあることから、受入体制や保育内容の充実に向けた整備に努めます。

事業名または指標	現状(21年度)	目標(26年度)
低年齢児保育の充実	61人	70人

## (5) 障がい児の保育事業

障がい児の保育に対応できるよう、保育士の研修を充実します。また、障がい児の適切な対応が図れるよう、保健センター、保育所(園)、幼稚園及び小学校との連携を強化します。

## (6) 家庭支援推進保育事業

ひとり親家庭、外国人家庭、障がい児(者)の家庭等の支援をします。

## (7) 人権保育推進事業

神川町人権保育基本方針に基づいて、保護者とともに乳幼児期における人権を大切に  
する心を育てます。

#### ( 8 ) 保育所の地域活動事業

地域の実情に応じた幅広い地域と交流活動を推進します。

#### ( 9 ) 病児・病後児保育

保護者の就労などにより、病中・病後に保育所(園)に預けることができない場合に対応するため、看護師の資格をもった地域の人材を活用して乳幼児健康支援一時預かり事業を検討します。

#### ( 10 ) 幼稚園における保育

長時間保育の推進や預かり保育の実施を図るとともに、読み聞かせボランティアの協力を得ながら、子どもたちの健やかな発育と幅広い人格形成を図ります。

また、幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園と保育所を合わせた認定こども園の設置を推進し、幼児教育の質の向上に取り組みます。

	幼 稚 園	定 員	所 在 地
公 立	神川幼稚園	180	大字新里 362 番地 2
	いずみ幼稚園	休園中	大字上阿久原 56 番地

#### ( 11 ) 教職員、保育士の資質向上

教職員や保育士の研修・講習会など年間プログラムを作成して、参加を積極的に進め教育・保育の資質の向上に努めます。

また、人材交流や情報交換に努め幼稚園と保育園の連携に努めます。

#### ( 12 ) 放課後児童健全育成事業

町内には 4 力所の学童保育所があります。

放課後児童健全育成事業への支援を行います。

学童保育所	定 員	所 在 地
梨の実クラブ	40	大字関口 1 1 0 番地 1
植竹学童支援クラブ	40	大字植竹 736 番地 7
あおやぎ学童保育所	30	大字新里 2059 番地
渡瀬学童保育所	20	大字渡瀬 563 番地 2

### 3 子育て支援のネットワークづくり

〔町民福祉課・保険健康課（保健センター）・学務課・生涯学習課〕

#### （１）こども連絡会

教育及び保育関係者により組織し、心配のある子どもや不安を抱える親により良い環境で生活ができるように支援します。

#### （２）母子愛育会の活動

町は、地域にあった子育ての社会をめざし、母子愛育会の母子の健康増進など自主的な活動を支援します。

#### （３）子ども会、子ども会育成会活動

子どもたちの自主性を伸ばし協調性を育てることを目的に、子ども会や子ども会育成会の活動の支援を行い活動の活性化を推進します。

#### （４）子育て支援サービス情報の提供

電子媒体を活用したインターネットホームページによる情報提供の充実に努めるとともに、子育て支援サービス情報を提供します。

#### （５）幼児期におけるスポーツ活動

幼児期における走る・蹴る・投げる・跳ぶなど心身の健全な発達に向けたスポーツ活動を支援します。

#### （６）スポーツ少年団活動

町には、現在9つのスポ - ツ少年団（野球、柔道、空手道（2団）、サッカー、ミニバレー、ミニバスケット、少林寺拳法、バドミントン）があり、それらの活性化に向け活動への支援を行います。

#### （７）PTA活動

保護者が、PTA活動に参加する関心を高めるとともに、親子で参加できる行事を導入するなど、親子と学校との関わりを深め活動を推進します。

#### ( 8 ) 読み聞かせ事業

子どもたちに絵本を選ばせ、ボランティアによる読み聞かせ事業を推進します。

#### ( 9 ) 保育所(園)保護者会活動

保護者会との連携を図りながら、保護者会活動を支援します。

#### ( 10 ) 家庭・幼稚園・保育所(園)・小学校・中学校の連携

乳幼児と小・中学生のふれあい事業、中学生の家庭科実習や社会体験事業を実施します。

また、一貫性のある教育が行われるよう、家庭・幼稚園・保育所(園)・小学校・中学校の連携に努めます。

### 4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現する支援

〔経済環境課・町民福祉課・保険健康課(保健センター)・学務課・生涯学習課〕

#### ( 1 ) 多様な働き方・生き方への意識啓発

男女がともに職場、家庭、地域において調和のとれた多様な働き方や生き方の見直しを進めるワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努めます。

#### ( 2 ) 育児休業等の取得の意識啓発

父親がより多く育児に参加できるよう、育児休業の取得について職場の理解を深めるため、広報、パンフレット、ポスター等により意識啓発に努めます。

#### ( 3 ) 女性の再就職支援

子育てが一段落して再就職を希望する女性を支援するために、事業所及び関係機関と連携して就職相談や雇用求人情報の提供について支援します。

### 5 育児にかかる経済的負担の軽減

〔町民福祉課〕

#### ( 1 ) 子ども手当の支給

児童手当とあわせて子ども手当を支給します。

## ( 2 ) 医療費の助成

乳幼児医療費の支給対象年齢を15歳到達年度末に引き上げます。ひとり親家庭等医療費支給事業については、事務の効率化を図り、利用者の利便性の向上に努めます。

## ( 3 ) 保育所(園)及び幼稚園にかかる費用の軽減

保育所(園)及び幼稚園の保育料の軽減と負担の公平化を図ります。

## ( 4 ) 国・県への要望

子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、近隣の自治体と連携して国及び県へ要望を行います。

# 第3 青少年がたくましく育ち、人への思いやりをはぐくむ

### 【現況と課題】

将来を担う青少年の健全育成は重要な課題といえ、そのため教育・福祉の分野において密接な連携を図り地域に根ざした活動が必要です。

本町では2つの約束「あいさつと靴そろえ」の定着を図り、人権教育や体験学習などを通して豊かな人間性を培うよう努め地域と密着した教育環境の整備を行います。

町には保育所(公立2、私立1)が3カ所、幼稚園が2園(休園中1園)、小学校が4校、中学校が2校あり、完全学校週5日制の対応事業の実施について、児童・生徒の個性を生かした21世紀をになう人材を育てる機会として期待されています。

### 【施策の内容】

#### 1 思春期の保健対策の充実〔町民福祉課・学務課・保険健康課(保健センター)〕

##### ( 1 ) 思春期教育

性教育の重要性に鑑み、学校及び保護者の認識を高めるとともに、思春期教育の内容の充実に努めます。

##### ( 2 ) 子どもの心の悩みへの対応

子どもたちが悩みごとを気軽に相談できるようスクールカウンセラーの派遣やさわやか相談員の資質の向上に努めます。

また、子育てや子どもの学習等に関する教育相相談活動を充実するとともに、eメールなどを活用して気軽に相談できる体制をつくります。

## 2 学校教育環境の整備 [学務課・保険健康課・(保健センター)・生涯学習課]

### (1) 幼児教育の環境整備

幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、家庭と連携を図りながら、季節の行事や様々な体験活動により、子どもたちの健やかな発育に努めます。

### (2) 子どもの健康の増進(学校における保健活動)

アレルギー性疾患、う歯(虫歯)の増加、視力の低下など子どもたちの健康課題を改善できるよう、学校保健委員会、生徒指導委員会及びPTAの活動を支援します。

### (3) 子どもの体力向上(学校における保健体育の活動)

体育の授業、スポーツ少年団活動、運動部の活動を活性化させ、子どもたちがスポーツに親しみ心身の健全な発達に努めます。

### (4) 人権教育の推進

子どもたちの一人ひとりの人権意識の高揚を図り、自他ともに大切にできる心を育てしっかりとした人権教育を推進します。

### (5) 完全学校週5日制への対応

学校週5日制に伴う各種事業(講座)を実施するとともに、生活・自然・社会体験活動や文化・スポーツ活動などの学習活動を推進します。

### (6) 職場体験学習(社会体験チャレンジ事業)

中学生の「職場体験学習(社会体験チャレンジ事業)」の受け入れ企業の拡充を図り、多様な体験の場の確保と学習内容の充実に努めます。

### (7) 体験農園の整備

学校教育の一環として体験農園を整備します。

#### ( 8 ) 教職員の資質向上

研修プログラムを作成して教職員の資質と指導力の向上に努めます。

#### ( 9 ) 教科外活動の活発化

児童・生徒の個性と豊かな人間性を育てるため課外活動を推進します。

#### ( 10 ) 就学援助費

経済的理由によって就学困難と認められる児童または、生徒の保護者に必要な援助費(学用品費等、学校給食費、修学旅行費、医療費等)を支給します。

#### ( 11 ) 奨学金

経済的な理由により高等学校等へ就学が困難な者に学資を貸付け、有用な人材を育成します。

### 3 家庭・地域の教育環境の整備

〔町民福祉課・保険健康課(保健センター)・学務課・生涯学習課〕

#### ( 1 ) 家庭教育・社会教育等の連携

家庭や地域における教育機能を生かし、子どもの生きる力の育成に向けて、地域に根差した連携を強化します。

#### ( 2 ) 家庭教育学級

子どもの健全な育成をめざして、幼稚園・小中学校・PTAとともに家庭教育学級を開催します。

#### ( 3 ) 地域環境の改善

学校及び警察と連携するとともに、地域の協力による「埼玉県青少年健全育成条例」に基づいた青少年の健全育成に望ましい地域環境づくりに努めます。

#### ( 4 ) 子どもの健全な発育への支援体制

保健センター、保育所(園)、幼稚園と小学校が連携し、一人ひとりの子どもの心身の状況に応じた総合的・継続的な保育・教育体制をつくります。

#### ( 5 ) 青少年の健全育成活動

青少年育成委員会、青少年町民会議、青少年育成推進員、青少年相談員、保護司、更生保護女性会、民生委員・児童委員と神川町、教育委員会及び学校が連携して青少年育成の地域活動を推進します。

#### ( 6 ) 青少年健全育成組織の育成

学校やPTA、地域の団体等との連携を強化して、青少年の健全育成組織の育成に努めます。

#### ( 7 ) 青少年の社会参加の促進

青少年が社会の一員として自覚をもち、地域活動や団体活動に参加するよう、リーダーや指導者の育成や情報の提供などの条件整備に努めます。

#### ( 8 ) 非行防止活動の推進

不健全な娯楽や有害図書など、青少年にとって有害な環境の排除に努めるとともに地域ぐるみの環境浄化活動を促進し、非行防止に努めます。

#### ( 9 ) 青少年の就業意識の啓発

青少年の特性を生かし、自分に適した職業に就くことにより自己実現が図れるよう国・県と連携して取り組みを進めます。

## 第 4 子どもが安全に暮らせる環境がある

### 【現況と課題】

今回のニーズ調査では、「安全で身近な公園がほしい」といった意見もみられ、公共施設の充実も大きな課題であることが示されました。公園の整備はもとより、児童館、公民館といった施設整備の充実と、子どもの交流の場となることが望まれています。

また、道路交通環境の整備や防犯関係体制の強化といった、安全環境の充実も重要な課題といえます。

## 【施策の内容】

### 1 地域における活動の場の整備と確保

〔町民福祉課・建設課・学務課〕

#### (1) 公園・遊び場の整備

「埼玉県福祉のまちづくり条例」に適合した都市公園（神流川水辺公園）や自然を活用した児童公園等の整備に努めます。また、遊具の安全点検をはじめ維持管理に努め安全で安心して遊べる身近な遊び場を確保します。

#### 【町の主な公園】

神川ゆ～ゆ～ランド	神流川河川敷を利用した広大な敷地内に、多目的広場、サッカー場、野球場、ターゲットバードゴルフ場、バーベキュー施設などがあります。
神流川水辺公園	神流川水辺公園は、神流川の水辺を利用したもので鑑賞池や「ちびっ子広場」などがあります。
池田公園	県立神川げんきプラザの近くにある池田公園には、ローラー滑り台をはじめとする遊具があります。
新宿ふれあい公園	遊具、芝生、展望台、ターゲットバードゴルフ、グランドゴルフができます。
城峯公園	下久保ダムを望む高台にキャンプ場、レストハウスが整備され、町の木の冬桜やツツジが楽しめます。

#### (2) 学校施設の開放

小学校及び中学校の校庭や体育館を、スポ - ツ・レクリエーション活動の場として開放しています。

### 2 子どもの安全の確保

〔総務課・建設課・町民福祉課・学務課〕

#### (1) 交通安全教育の推進

児玉地区交通安全協会、高齢者交通安全教育指導者、交通安全母の会、交通指導員、児玉警察署等と連携して交通事故防止のキャンペーン、啓発活動や交通安全教室を推進します。

- ・ シートベルトの着用を推進します。

- ・ チャイルドシート着用の環境整備を進めます。
- ・ 自転車乗車時のヘルメットの着用を推進します。

## (2) 子ども 110 番の家・下校ボランティアと見守り活動

子ども 110 番の家を児童・生徒に周知して、受け入れ家庭及び事業所等の協力を促進します。また、安全マップの作成や下校ボランティアによる見守り活動、防犯ブザーの配布を行い学校、家庭及び地域で連携して子どもの安全を確保します。

## (3) パトロールの実施

青少年育成推進員、民生委員・主任児童委員及び自主防犯組織等によるパトロールを実施するとともに、PTA、警察、地域との連携による防犯・安全確保に努めます。

## 3 安全な生活環境の整備

〔総務課・建設課〕

### (1) 道路交通環境の整備

子どもから高齢者、障がい者の安全で良好な交通環境を確保するため、住宅地や学校の周辺における歩道の整備やスクールゾーンなど効果的な交通規制を検討します。

### (2) 住宅整備

良好な住宅地の開発、誘導に努め、健康や環境に配慮した質の高い住宅建設を推進します。

### (3) 防犯灯の設置

安心、安全のまちづくりのため必要な箇所に防犯灯を設置します。

## 第5 すべての児童が健やかに成長できる

### 【現況と課題】

幼児の虐待や障がい児の要保護児童対策は重要な課題です。これらの問題に対しては、早期発見・早期対応がキーワードであり、各機関、各団体の連携強化が必要になります。また、母子家庭等の自立支援においては、経済的支援から相談・生活指導の充実や社会参加の促進など総合的な支援が望まれています。

## 【施策の内容】

### 1 児童虐待防止対策の充実〔町民福祉課・保険健康課（保健センター）・学務課〕

#### （１）児童虐待防止ネットワークの

神川町要保護児童対策地域協議会を充実するとともに個別ケースの対策や総合的な対応に努めます。

#### （２）早期発見・早期対応の

児童虐待に関して要保護児童の状況の把握や情報交換により、虐待等の予防、早期発見・早期対応に努めます。

### 2 ひとり親家庭の自立支援〔町民福祉課・保険健康課（保健センター）・学務課〕

#### （１）相談・指導体制

ひとり親家庭の自立支援のための相談や指導体制を整備します。

#### （２）就労対策

ひとり親家庭の経済的自立を助長するため就労を支援します。

#### （３）各種行事への参加

ひとり親家庭の社会参加やレクリエーション活動等を促進します。

#### （４）児童扶養手当の支給

父母の離婚など児童扶養手当の要件に該当する 18 歳未満の児童を養育している方に児童扶養手当（所得制限あり）を支給します。

#### （５）母子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭が経済的に自立し、安定した生活ができるように、また、扶養している子どもの福祉増進のために生活資金や就学資金などの貸付けを行い、福祉資金の制度の普及と相談活動を推進します。

#### （６）ひとり親家庭児童就学支度金の支給

ひとり親家庭の児童等の入学に際して中学校入学時に支度金（所得制限あり）を支給

します。

#### ( 7 ) 交通遺児援護金・援護一時金の給付

埼玉県交通安全対策協議会では、交通遺児の援護を目的として寄せられた善意の寄付金を援護金及び援護一時金として交通遺児等に給付しています。

### 3 障がい児施策の充実 [ 町民福祉課・保険健康課(保健センター)・学務課 ]

#### ( 1 ) 特別児童扶養手当の支給

身体又は精神に重い障害がある 20 歳未満の児童を家庭で育てている方を対象に、特別児童扶養手当(所得制限あり)を支給します。

#### ( 2 ) 療育体制の確立

障がい児の健やかな発育を促すため教育・保健・医療・福祉の各分野が連携して、簡易心身障がい児通園事業の導入や療育相談事業、発育発達相談事業の実施に努めます。

#### ( 3 ) 教育環境の充実

教育施設のバリアフリー化の推進に伴い、障がい児を受け入れ、ともに健やかな発育を促すため、教諭、保育士の重点的配置や臨時職員の雇用など人的確保に努めます。

#### ( 4 ) 移動支援事業

障がい者(児)で外出等に支援が必要と認められた方が、社会生活に必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援します。

## 第6 計画の推進方法

町では子育て支援計画を総合的かつ効果的に推進します。

### 【施策の内容】

#### 1 子育て支援情報提供の充実 〔全 課〕

子育てに関する情報提供を分かりやすく、有効に活用できるよう広報手段を検討して情報提供に努めます。

#### 2 子育てに関する意識啓発の推進 〔全 課〕

子育てには、家庭、行政、地域及び事業所等の支援が必要です。地域社会の全体で子育てを支援できるよう、情報提供やイベントを開催して意識啓発を推進します。

#### 3 子どもの権利条約の啓発・推進 〔全 課〕

児童の権利に関する条約の趣旨にそって施策の展開を図るとともに、パンフレットの配布など広報啓発活動を推進します。

#### 4 協働体勢の整備 〔全 課〕

事業所や子育て支援を行う団体、及び行政が連携、協力して地域の実情に応じた施策の実現のため、協働体勢の整備に努めます。

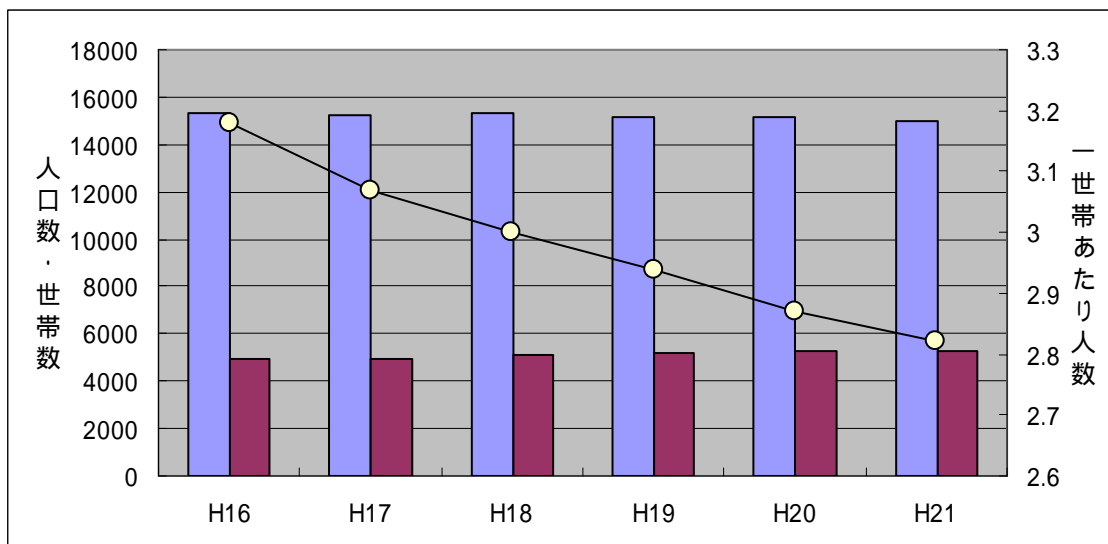
#### 5 推進体制の強化 〔全 課〕

子育て支援事業を総合的かつ効果的に実施するため、計画の推進状況を定期的に公表するとともに、住民・関係団体等から意見聴取を行い、施策の取り組みに反映します。

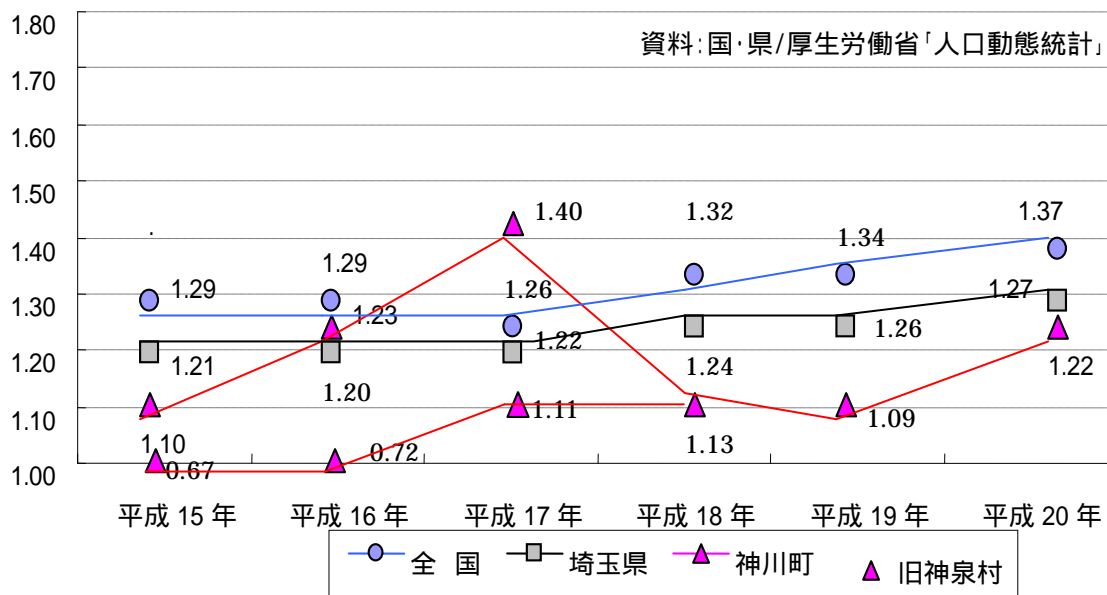


## 資料編 1

### 1. 人口・世帯数の推移

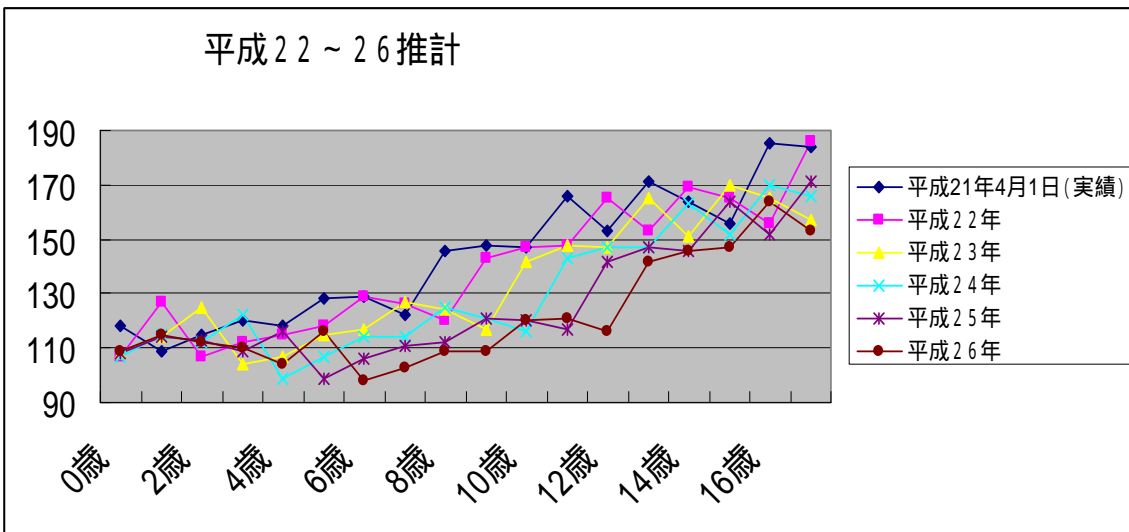
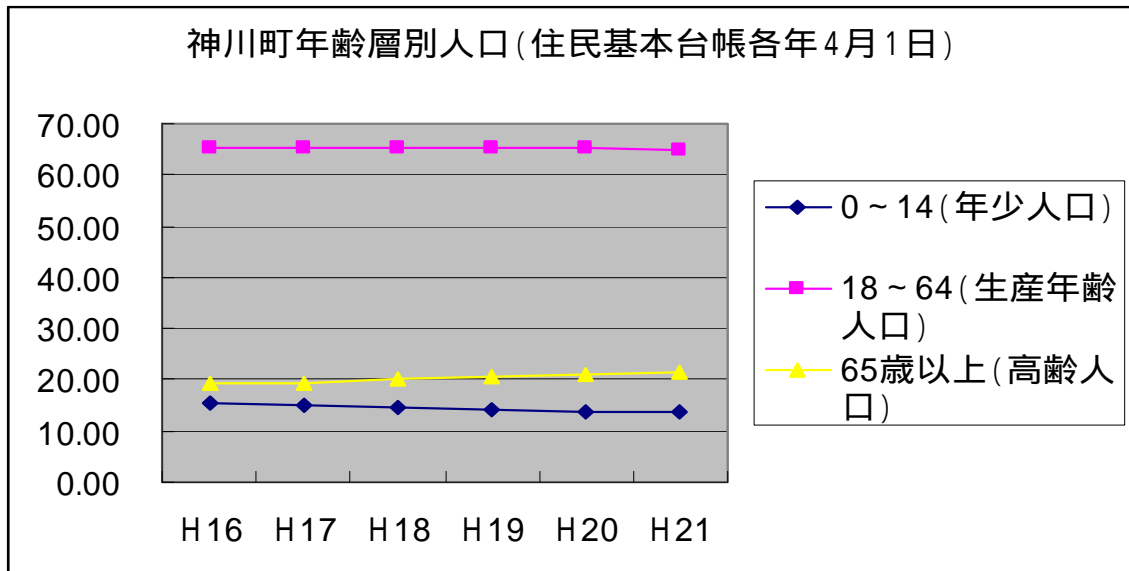
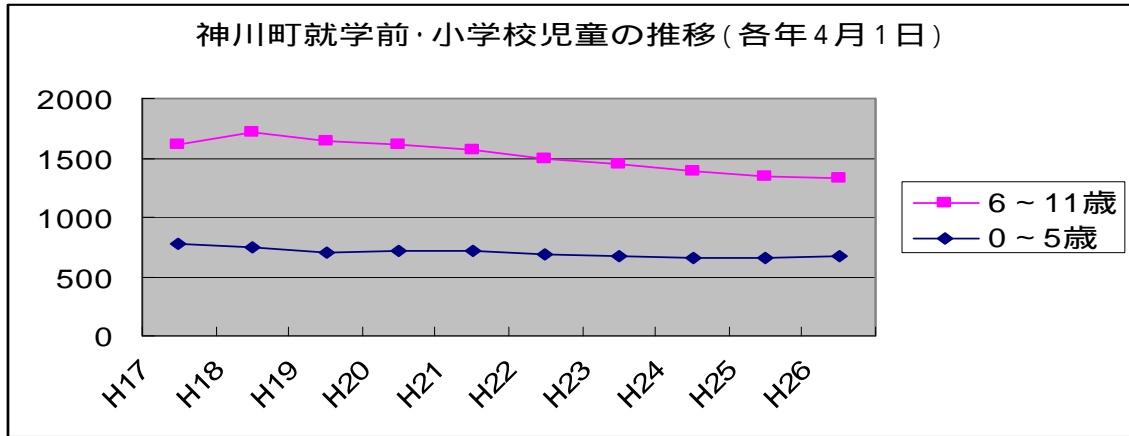


### 国・県・町の合計特殊出生率の推移



注) 出生数の少ない町では、年により合計特殊出生率が大きく変動する場合があります。

推計人口



## 2. 神川町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定に基づく次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「行動計画」という。)について審議するため、神川町次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に定める事務を所掌する。

- (1) 神川町次世代育成支援対策地域行動計画の策定に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策に係る調査研究に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

2 委員は、次代の社会を担う子どもの育成に関し識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見または説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月20日から施行し、平成22年3月31日までとする。

### 3 . 神川町次世代育成支援行動計画策定委員

	区 分
1	議会（文教厚生常任委員長）
2	児玉工業団地工業会（信越ポリマー株式会社）
3	子ども会育成会
4	主任児童委員
5	主任児童委員
6	渡瀬保育園
7	丹荘学童保育
8	丹荘保育所保護者会
9	神川幼稚園 PTA
10	青柳小 PTA
11	神泉小 PTA
12	指導主事

### 4 . 行動計画策定ポイント

#### 1 . 国において示されている施策目標

次世代育成支援対策推進法および行動計画策定指針に示された「理念」、「視点」、「内容に関する事項」により、行動計画策定の趣旨・施策目標を把握する。

次世代育成支援に関係する近年の議論（「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」平成19年12月27日、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」平成19年12月18日等）で示された新しい対策の方向性や課題、推進目標等を把握する。

新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月27日）の趣旨、目標、具体的施策等を把握する。

社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～（平成20年7月29日）で示された対策の方向性等を把握する。

社会保障国民会議最終報告（平成20年11月4日）で示された少子化対策の方向性等を把握する。

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」

上記「中期プログラム」の工程表において位置づけられた「新たな制度体系の制度設計の検討」 社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告（平成21年2月24日）

## 2. 地域における施策目標の検討

前期行動計画策定時点から現在までの、地域の社会環境の変化の統計データ等を用いて把握する。

前期行動計画の達成状況や住民の意識に与えた影響等を把握し、前期行動計画の評価を実施する。 後期行動計画における計画評価の考え方をを用いて、可能な範囲で前期計画についても評価を行う。

## 3. 地域における施策目標検討にあたっての留意点

次世代育成支援対策の推進にあたっての関係者の連携・協働

庁内推進体制の整備（少子化対策推進本部の設置等）

国と地方公共団体間、地域の企業や民間団体等との協働

## 5. 行動計画策定経過

時期	庁内検討会議	策定委員会	備考
H21	次世代育成支援計画策定指針の説明		
6月	策定指針の内容検討		ニーズ調査
8月			ニーズ調査結果集計
9月	算出された推計ニーズ量の説明		ニーズ調査結果集計
10月	供給サービス料の検討		地域協議会要綱制定
11月	素案の検討	委員の委嘱	
12月	素案作成		
1月	パブリックコメントの検討	素案の検討	
2月	計画書の修正	原案の検討	原案作成
3月	計画書決定報告	計画書の決定	計画の決定
4月	公表 町ホームページ、広報		

## 資料編 2 アンケート調査（平成21年6月に実施）抜粋

### （1）神川町次世代育成支援に関するアンケート調査項目

就学前児童（0歳から5歳）	小学校児童
1 お子さんと家族の状況について	1 お子さんと家族の状況について
2 お子さんの親御さんの就労状況について	2 お子さんの親御さんの就労状況について
3 保育サービスの利用について	3 放課後児童クラブの利用について
4 お子さんの病児・病後児の対応について	4 お子さんの病児・病後児の対応について
5 お子さんのお一時預かりのことにについて	5 お子さんのお一時預かりのことにについて
6 お子さんの宿泊を伴う一時預かりについて	6 お子さんの宿泊を伴う一時預かりについて
7 来年度就学予定の児童を持つ方について	7 ベビーシッターの利用について
8 ベビーシッターの利用について	8 ファミリーサポートセンターの利用について
9 ファミリーサポートセンターの利用について	9 子育て支援サービスの認知度・利用等について
10 子育て支援サービスの認知度・利用等について	10 子育てについて
11 幼稚園・保育所を利用について	11 子育て環境について
12 子育てについて	
13 育児休業制度の利用について	
14 子育て環境について	

### （2）アンケート調査数等について

対象年齢等	発送数	回答数	回収率
0歳	20	11	55%
1歳	20	11	55%
2歳	20	13	65%
3歳	20	10	50%
4歳	20	9	45%
5歳	20	9	45%
小計	120	63	53%
1年	20	11	55%
2年	20	15	75%
3年	20	8	40%
4年	20	11	55%
5年	20	20	100%
6年	20	13	65%
小計	120	78	65%
合計	240	141	59%

(3) 現在の子どもの人数

項目	3歳未満児		3歳以上未就学児		就学児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1人	18	51.4%	6	21.4%	6	7.7%
2人	12	34.3%	14	50.0%	38	48.7%
3人	2	5.7%	6	21.4%	30	38.5%
4人	1	2.9%	2	7.1%	4	5.1%
5人以上	1	2.9%	0			
無回答	1	2.9%	0			
合計	35	100.0%	28	100.0%	78	100.0%

(4) かかりつけ医

項目	3歳未満児	3歳以上未就学	就学児
1 かかりつけ医がいる	34	27	73
2 かかりつけ医がいない	1	1	5
無回答			
合計	35	28	78

(5) 保育サービスの利用希望

項目	3歳未満児	3歳以上未就学児
1 認可保育所	18	6
2 家庭的な保育	1	
3 事業所内保育施設	5	2
4 自治体の認証・認定保育施設	5	1
5 認定こども園（共通利用時間のみ）	6	1
6 認定こども園（共通利用時間以上）	2	
7 その他の保育施設		
8 幼稚園（通常の就園時間）	11	2
9 幼稚園の預かり保育	8	4
10 延長保育	6	3
11 ベビーシッター		1
12 ファミリーサポートセンター	3	1
13 一時預かり	6	3
14 病児・病後児保育	8	6
15 特にない	5	11
無回答		2
合計	84	43

(6) 土曜日・日・祝日の保育サービスの利用希望

土曜日	3歳未満児	3歳以上未就学児
1 ほぼ毎週利用したい	8	3
2 月に1～2回は利用した	7	7
3 利用希望はない	19	18
無回答	1	
合計	35	28

日・祝日	3歳未満児	3歳以上未就学児
1 ほぼ毎週利用したい	4	1
2 月に1～2回は利用した	8	2
3 利用希望はない	23	24
無回答		1
合計	35	28

(7) 病児・病後児保育の利用希望

項目	3歳未満児	3歳以上未就学児	就学児
1 あった	9	10	37
2 なかった	2	16	40
無回答		1	1
合計	11	27	78

(8) 一時預かり・放課後学童クラブの利用希望

項目	3歳未満児	3歳以上未就学児	学童クラブ
1 あった	6	9	17
2 なかった	25	14	59
無回答	4		2
合計	35	23	78

(9) 地域子育て支援拠点の利用希望

項目	3歳未満児	3歳以上未就学児
1 地域子育て支援拠点事業	6	
2 その他当該自治体で実施している同様の事業	3	1
3 利用していない	26	27
合計	35	28

## 資料編 3 用語集

- ・ 「町」は、「神川町」です。  
「県」は、「埼玉県」です。
- ・ 子どもに関する言葉の範囲

本計画では、「子ども」を概ね0歳から18歳までを指す言葉として使っています。

言葉	範囲	参考
乳児	満1歳に満たない者	児童福祉法
幼児	満1歳から小学校就学始期に達するまでの者	
少年	小学校就学から満18歳までの者	
児童	0歳以上18歳未満の者（乳児、幼児、少年を合わせたもの）	
若者	思春期（中学生から概ね18歳まで）と青年期（18歳から概ね30歳まで）を合わせたもの	青少年育成施策大綱

- ・ 次世代育成支援対策推進法

平成15年7月に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるために「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法は、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにし、地方公共団体に対しては市町村行動計画を、301人以上（平成23年4月以降は101人以上）の従業員のいる企業は「一般事業主行動計画」の策定を義務付けたものです。前期計画は、平成17年から21年の5か年間でした。後期行動計画は、前期計画の成果をもとに環境の変化等を踏まえて平成22年から26年の5か年間の行動計画を策定するものです。

- ・ 次世代育成支援行動計画策定委員会

地方公共団体における「次世代育成支援行動計画」の策定と推進のために設置することが法で義務付けられた協議会です。平成21年度は、学識経験者、児童委員、事業主代表者、幼稚園、保育所（園）及びPTA関係者12名の委員で構成され、後期計画の策定に向けて協議を重ねています。

- ・ 要保護児童、要支援児童

どちらも「児童福祉法」に定められている言葉で、要保護児童は、「保護者のいない

児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」を指し、要支援児童は、要保護児童以外の保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」を指します。具体的に要保護児童は、社会的養護が必要な子どもや虐待を受けた子ども等、要支援児童は、障害を持った子どもなどの支援を指して用いられています。

- ・ 発達障がい者（児）支援

障害を持つ子どもを対象に、生涯にわたる成長を見据えて、その人に合わせた日常生活又は社会生活に必要な学習、運動、言語、社会性の発達を支援することを指します。平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」により発達障害を持った方への支援の法的な環境が整い、就学前、就学後、若者などそれぞれの年齢における発達障害の早期発見と早期支援を含む支援体制の整備と充実が進められています。

- ・ ワーク・ライフ・バランス

仕事（ワーク）と生活（ライフ）の調和（バランス）を指す言葉で、仕事だけでなく家庭や地域などでの生活も重視しながら、豊かな暮らしを実現していこうとする考え方は、具体的には、企業・事業所における長時間労働への対策、休暇の取得促進、出産・育児に関わる休暇や短時間勤務など制度の整備・活用といった取り組みが行われています。取り組みの性質から、企業・事業所の理解と協力が不可欠ですが、同時に働く人一人ひとりの働き方の見直しや改善といった取り組みも進めていく必要があります。

- ・ 子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤づくりを目的に、育児不安についての指導や子育てサークル等への支援を通して、子育て家庭への育児支援を行う拠点を整備する国及び県の事業です。町では平成21年10月から青柳保育所に県補助事業で設置しました。

- ・ ファミリー・サポート・センター

乳児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、育児の援助を「受けたい」人と「行いたい」人との助け合い活動に関する情報を提供する拠点を整備する厚生労働省の事業です。

- ・ 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、平成17年4月施行の児童福祉法改正により、各自治体における「要保護児童対策地域協議会」の設置が法定化されました。町では神川町要保護児童対策地域協議会

の委員研修や戸別ケース検討会を随時開催しています。

- ・ 幼児教育

幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものを指します。

「幼児」は「小学校就学前のもの」すべてを指し、幼児教育という言葉を使う際は、0～5歳の就学前の子どもに対するすべての教育を含みます。

- ・ 認定こども園

保育所及び幼稚園における小学校就学前の子どもにおける保育及び教育、さらに親に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設を指します。基本的に、保育園は「保育を行う施設」、幼稚園は「教育を行う施設」、子育て支援センター等は「親に対する子育て支援を行う施設」とそれぞれ機能が分かれています。認定こども園はそれらを合わせた施設目指しているものです。都道府県知事が条例に基づき認定して設置されます。

- ・ 放課後子どもプラン

地域の中で放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育つことができる環境づくりを目指して、平成19年から文部科学省と厚生労働省の連携による事業です。

- ・ 地域スポーツクラブ

生涯スポーツ社会の実現に向けて、子どもから高齢者まですべてのスポーツを愛好する人々が参加できる場として、学校施設や公共スポーツ施設を活用して提供しようとする文部科学省の事業です。既存の施設を有効に活用しながら、地域のあらゆる年齢の人々が参加できるような健康増進事業の環境整備が期待されています。

神川町次世代育成支援後期行動計画

---

発 行

平成 22 年 3 月

神川町役場 町民福祉課

埼玉県児玉郡神川町植竹 909

TEL : 0495-77-2112